

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文 目次

| | |
|--|----|
| ○踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）（抄） | 1 |
| ○踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（抄） | 3 |
| ○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（抄） | 7 |
| ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） | 20 |
| ○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄） | 21 |
| ○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄） | 30 |
| ○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄） | 42 |
| ○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄） | 43 |
| ○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄） | 43 |
| ○無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第一百十二号）（抄） | 44 |
| ○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄） | 44 |
| ○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄） | 60 |
| ○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄） | 63 |
| ○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄） | 69 |
| ○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄） | 69 |
| ○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄） | 72 |
| ○土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄） | 72 |
| ○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄） | 72 |
| ○半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄） | 72 |
| ○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄） | 73 |
| ○日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）（抄） | 84 |
| ○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） | 85 |
| ○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） | 86 |

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

○踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二二号）（抄）

（地方踏切道改良計画の写しの送付）

第一条 都道府県知事は、踏切道改良促進法（以下「法」という。）第四条第十一项（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画の提出を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長に当該地方踏切道改良計画の写しを送付しなければならない。

（補助の対象とする鉄道事業者）

第二条 法第十条第一項の政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

イ 保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した年（保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、前年）の四月一日の属する事業年度の前事業年度末から遡り一年間（以下この条において「前事業年度」という。）における鉄道事業（軌道業を含む。以下この条において同じ。）の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じているもの又は当該損益計算において生じた営業利益の金額が前事業年度末における鉄道事業の事業用固定資産の価額の七分に相当する金額を超えないものであること。

ロ 前事業年度における鉄道事業者が経営する全ての事業を通じた損益計算において欠損若しくは営業損失を生じているもの又は当該損益計算において生じた営業利益の金額が前事業年度末における全ての事業の事業用固定資産の価額の一分に相当する金額を超えないものであること。

二 地方公共団体である鉄道事業者にあつては、前事業年度における鉄道事業の損益計算において欠損を生じているもの

（補助を行う都道府県又は市町村）

第三条 法第十条第二項の規定による補助は、保安設備の整備による改良を実施した指定踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当該指定踏切道の存する都道府県（当該指定踏切道が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域内に存する場合は、当該指定都市）が、市町村道に係る場合は当該指定踏切道の存する市町村が行うものとする。

（補助の限度）

第四条 法第十条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第一項の規定によるものにあつては二分の一を、同条第二項の規定によるものにあつては三分の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を限度として行うものとする。

(貸付けの対象となる工事)

第五条 法第十一条第一項の政令で定める踏切道の改良の工事は、連続立体交差化工事（鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることにより、一連の踏切道を改良する工事をいう。）のうち円滑な交通に著しい支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事を含む工事（次条において「特定連続立体交差化工事」という。）とする。

(立体交差化工事施行者の要件)

第六条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特定連続立体交差化工事に關し、法第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方踏切道改良計画又は法第五条第一項の規定により作成された国踏切道改良計画（当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。
- 二 前号の工事実施計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。
- 三 特定連続立体交差化工事を適確に行う能力を有する者であること。

(国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準)

第七条 法第十一条第一項の国の貸付金に關する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第十一条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に關する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。
- 二 貸付けを受けると認めて、当該立体交差化工事施行者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該立体交差化工事施行者の業務及び資産の状況に關し報告を求め、又はその職員に、当該立体交差化工事施行者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

(省令への委任)

第八条 この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請の手續その他法第十条第一項の規定による補助及び法第十一条第一項の規定による資金の貸付けに關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「踏切道」とは、鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）と道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路とが交差している場合における踏切道をいう。

（指定）

第三条 国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二十八年度以降の五箇年間に於いて踏切道改良基準（安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。）に適合する改良の方法により改良することが必要と認められるものを指定するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、平成二十八年度以降の五箇年間に於いて踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者（軌道事業者を含む。以下同じ。）及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者並びに第二項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、告示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、関係市町村長に対し、その旨を通知しなければならない。

（地方踏切道改良計画）

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、協議により当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）を作成して、国土交通大臣に提出することができる。

2 地方踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

- 二 踏切道の改良の方法
- 三 踏切道の改良に要する期間
- 四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項第二号の改良の方法は、踏切道改良基準に適合するものでなければならぬ。
- 4 第二項第三号の期間は、前条第一項に規定する期間において当該踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、当該期間を超える期間とすることができる。
- 5 第二項第四号に掲げる事項には、道路協力団体（道路法第四十八条の四十六第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下同じ。）による歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができる。
- 6 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。
- 7 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道改良計画を作成しようとする場合において、第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。
- 8 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 9 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該鉄道事業者及び道路管理者（第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改良協議会）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、道路法第十三条第一項の指定区間外の国道にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 10 第八項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。
- 11 第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道改良計画の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 12 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された地方踏切道改良計画が著しく不相当であると認めるときは、その変更を指示することができる。
- 13 前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。
- 14 第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国踏切道改良計画)

第五条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

- 2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 踏切道の名称
 - 二 踏切道の改良の方法
 - 三 踏切道の改良に要する期間
 - 四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前条第三項から第六項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と、同条第五項中「第二項第四号」とあるのは「次条第二項第四号」と、「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣である道路管理者」と、同条第六項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。
- 6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

第六条 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者
 - 二 踏切道の所在地をその区域を含む都道府県の知事
 - 三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
 - 四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長
- 3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次

に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 関係市町村長

二 道路協力団体

三 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(改良の実施)

第七条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、同項に規定する期間において、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画を提出した場合又は第五条第一項の規定により国踏切道改良計画が作成された場合（当該国踏切道改良計画について変更があつた場合を含む。）においては、前項の規定にかかわらず、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

(勧告等)

第八条 国土交通大臣は、前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。）が正当な理由がなく同項の規定による踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前条第二項に規定する場合において、同条第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

3 前二項の規定による勧告を受けた鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなくその勧告に係る踏切道の改良を実施しないときの措置は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定又は道路法第七十五条第一項から第三項までの規定の定めるところによる。

(費用の負担)

第九条 第三条第一項の規定により指定された踏切道（次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。）の改良の実施に要する費用（次項の費用を除く。）は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して負担するものとする。

2 保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。

(補助)

第十条 国は、保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者（政令で定める者に限る。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、前項に規定する鉄道事業者に対し、当該都道府県又は市町村の予算の範囲内で、政令で定めるところにより、同項の費用の一部を補助することができる。

3 国は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

(資金の貸付け)

第十一条 国は、都道府県又は市町村が立体交差化工事施行者（鉄道事業者及び道路管理者の同意を得て第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方踏切道改良計画又は第五条第一項の規定により作成された国踏切道改良計画（当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に係る立体交差化による踏切道の改良の工事（政令で定めるものに限る。）を行おうとする者であつて国土交通大臣が政令で定める要件に適合すると認めるものをいう。）に対し当該工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(資金の確保に関する措置)

第十二条 国土交通大臣は、この法律の規定による踏切道の改良について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるように努めるものとする。

(報告の徴収)

第十三条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（抄）

(踏切道改良促進法の一部改正)

第一条 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「。」と」の下に「道路」を、「による道路」の下に「をいう。以下同じ。」を加える。

第三条の見出しを「(改良すべき踏切道の指定)」に改め、同条第一項中「平成二十八年年度以降の五箇年間に於いて」を削り、「の改良の下に」(当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路(以下「踏切道密接関連道路」という。))の改良を含む。以下同じ。)を加え、同条第五項中「関係市町村長」を「第四項の關係市町村長(第五項の規定による申出があつた場合においては、当該關係市町村長及び当該申出をした市町村長)」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項又は第五項」に改め、「都道府県知事の」を削り、「当該都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「しよう」とを削り、「、道路管理者(前条に規定する)」を「及び道路管理者」に、「及び」を「(第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されている場合にあつては、当該地方踏切道改良協議会。第六項において同じ。)」並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 市町村長は、当該市町村の区域内に存する踏切道であつて第一項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道における移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。)の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に申し出ることができる。

6 市町村長は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならない。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「平成二十八年年度以降の五箇年間に於いて」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性、踏切道の周辺の地形及び土地利用の状況その他の事情を勘案して行うものとする。

第四条第一項中「ときは」の下に「、国土交通大臣が指定する期日までに」を加え、「当該」を「同項の規定による」に、「提出することができる」を「提出しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、保安設備の整備、歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色その他の比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法として国土交通省令で定めるものにより改良する場合にあつては、この限りでない。

第四条第四項を次のように改める。

4 第二項第二号に掲げる事項には、当該踏切道に係る他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載することができる。

第四条第十三項及び第十四項を削り、同条第十二項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第八項」を「第十四項」に改め、「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「、第一項」の下に「又は前項

」を加え、「第六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 鉄道事業者及び道路管理者は、立体交差化による踏切道の改良を行おうとする場合であつて、第一項本文の規定により同項の国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画を作成することができない特別の事情があるときは、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会における協議を経て、当該期日までに、国土交通大臣に対し、その旨、当該特別の事情及び地方踏切道改良計画を提出する期日（以下この条において「計画提出期日」という。）を届け出ることができる。

11 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画提出期日が著しく不適當であると認めるときは、当該計画提出期日の変更を指示することができる。この場合において、当該指示に係る鉄道事業者及び道路管理者は、変更後の計画提出期日を届け出なければならない。

12 鉄道事業者及び道路管理者は、第十項の規定による届出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出に係る計画提出期日（前項の規定による変更の指示があつた場合には、同項の規定による変更後の計画提出期日）までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出することとすることができる。

第四条第五項中「以下」の下に「この項及び次項並びに第十六条第三項において」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に關する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得なければならない。ただし、地方踏切道改良計画を作成する前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

6 第二項第四号に掲げる事項には、踏切道に接続する道路の構造の改良を行うことにより歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供する部分を確保することが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞留施設（踏切道に接続する道路に沿って設けられた通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるものをいう。次項及び第八条第一項において同じ。）の整備又は管理に關する事項を記載することができる。

7 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の整備又は管理に關する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、道路外滞留施設所有者等（当該道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者という。第八条及び第十条において同じ。）の同意を得なければならない。

第五条及び第六条を次のように改める。
(地方踏切道改良計画の変更)

第五条 前条第一項又は第十二項の規定により地方踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同条第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道改良計画を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第三項から第九項まで及び第十三項から第十八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項又は前項」とあり、並びに同条第十四項及び第十六項から第十八項までの規定中「第一項又は第十二項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(国踏切道改良計画)

第六条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成するものとする。

2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

二 踏切道の改良の方法

三 踏切道の改良に要する期間

四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 第四条第三項から第九項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあり、及び同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第六条第二項第二号」と、同条第五項、第七項及び第九項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第六項及び第八項中「第二項第四号」とあるのは「第六条第二項第四号」と読み替えるものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成する場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

第十三条中「国土交通大臣以外の道路管理者」を「道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く

。）」に改め、「状況」の下に「、災害が発生した場合における踏切道の管理の実施体制」を加え、同条を第二十二条とする。第十二条中「改良」の下に「及び災害が発生した場合における踏切道の適確な管理」を加え、同条を第二十一条とする。

第十一条第一項中「第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された」、第五条第一項の規定により作成された」及び「（当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの）」を削り、同条を第二十条とする。

第十条第一項中「保安設備の整備による」を削り、「を実施する」を「又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する」に、「その実施」を「その整備」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第三条第一項」の下に「又は第十三条第一項」を加え、「次項及び」を「以下この条及び」に改め、「改良」の下に「又は災害が発生した場合における指定踏切道の管理」を、「道路管理者」の下に「（特定道路改良に係る他の道路管理者を含む。）」を加え、同条第二項中「保安設備の整備による」を削り、「の実施」を「又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「この条」を「この項及び次項」に、「同項の規定による」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従つて」に、「期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」を「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十一条第二項」に、「なく当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」を「なく踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に、「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」を「期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「踏切道の改良」を「措置」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 国土交通大臣は、第十二条第二項の規定による届出を受けた場合において、第十一条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良の完了後においてもなお第三条第一項の国土交通省令で定める基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるときは、第十二条第二項の鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、当該鉄道事業者及び道路管理者が第十一条第一項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画を変更すべきことを、当該鉄道事業者及び道路管理者が同条第二項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画の作成その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、第十四条第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく同項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めていないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該踏切道に係る地方踏切道災害時管理方法を定めるべきことを勧告することができる。

第八条を第十七条とする。

第七条第一項中「同項に規定する期間において、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従い、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第四条第一項ただし書に規定する場合においては、前項の鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

第七条に次の一項を加える。

3 第四条第四項及び第五項（これらの規定を第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定道路改良に関する事項が記載された地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に係る第一項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者並びに特定道路改良に係る他の道路管理者」とする。第七条を第十一条とし、同条の次に次の五条を加える。

（評価）

第十二条 第三条第一項の規定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、同項の評価を実施したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。

（災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定）

第十三条 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準（災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次条第二項及び第十五条第二項において同じ。）に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するものうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3 第三条第四項、第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第七項中「第三項又は第五項」とあるのは「第十三条第二項」と、同条第八項中「関係市町村長（第五項の規定による申出があつた場合においては、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長）」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

（地方踏切道災害時管理方法）

第十四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。）があつたときは、国土交通大臣が指定する期限までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により同項の規定による指定に係る踏切道の管理の方法（以下この条及び第十七条第四項において「地方踏切道災害時管理方法」という。）を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 地方踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。
- 3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 4 第四条第十五項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 第三項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。
- 6 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めようとする場合において、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道災害時管理方法の提出（鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。）は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 8 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された地方踏切道災害時管理方法が著しく不適當であると認めるときは、その変更を指示することができる。
- 9 第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を国土交通大臣に提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道災害時管理方法について、協議によりその内容の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道災害時管理方法を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道災害時管理方法の変更について準用する。
（国踏切道災害時管理方法）

第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。）をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法（以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。）を決定するものとする。

- 2 国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する場合には、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について協議が成立したときは、この限りでない。
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。
- 5 前三項の規定は、国踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

（地方踏切道改良協議会）

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ

- 。) は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 当該鉄道事業者及び道路管理者
 - 二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事
 - 三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
 - 四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長
 - 3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 関係市町村長
 - 二 踏切道密接関連道路の道路管理者
 - 三 道路協力団体
 - 四 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者
 - 4 第三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。
 - 5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第六条の次に次の四条を加える。

(踏切道密接関連道路の改良の特例)

第七条 第三条第一項の規定による指定に係る道路管理者は、道路法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第四条第四項（第五条第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された他の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）が管理する踏切道密接関連道路の改良（以下この条、第十一条第三項及び第十八条第一項において「特定道路改良」という。）を行うことができる。

 - 2 前項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行おうとするとき、及び当該特定道路改良の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 3 第一項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 前項の規定により特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わってその権限を行う第一項の道路管理者は、道路法第八章の規定の適用については、当該踏切道密接関連道路の道路管理者とみなす。

(滞留施設協定の締結等)

第八条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第六項(第五条第二項又は第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条から第十条までにおいて「滞留施設協定」という。)を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。

一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設(以下この項、次条第三項及び第十条において「協定滞留施設」という。)

二 協定滞留施設の整備又は管理の方法

三 滞留施設協定の有効期間

四 滞留施設協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による滞留施設協定の揭示の方法

六 その他協定滞留施設の整備又は管理に関し必要な事項

2 滞留施設協定については、道路外滞留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(滞留施設協定の縦覧等)

第九条 前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該滞留施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該滞留施設協定について、当該鉄道事業者及び道路管理者に意見書を提出することができる。

3 鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該滞留施設協定の写しを当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、滞留施設協定において定めるところにより、協定滞留施設又はその敷地内の見やすい場所に、当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に置いてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、滞留施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(滞留施設協定の効力)

第十条 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた滞留施設協定は、その公示のあつた後において協定滞留施設の道路外滞留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。
本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第二十三条 第三条第五項、第四条第十七項（第五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十四条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（道路法の一部改正）

第二条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十条第一項中「鉄道事業者」の下に「（第三十一条及び第三十一条の二において「鉄道事業者等」という。）」を加え、同条第三項中「本条」を「この条」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二十条第五項中「第三項及び前項において準用する第七条第六項」を「前二項」に改める。

（略）

第二十八条の二第一項中「道路管理者は、」の下に「踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他の」を加える。

第三十一条第一項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は」を削り、「鉄道事業者の」を「鉄道事業者等の」に、「道路管理者は、」を「道路管理者及び」に、「鉄道事業者と」を「鉄道事業者等」に改め、同条第二項中「と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者」を「と鉄道事業者等」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第三十一条第四項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同条第五項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は」を削り、「鉄道事業者の鉄道」を「鉄道事業者等の鉄道」に、「自らその」を「自ら当該国道の」に、「当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「当該鉄道事業者等」に改め、第三章第二節中同条の次に次の一条を

加える。

(道路と鉄道との交差部分の管理の方法)

第三十一条の二 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、次の各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならない。ただし、第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

一 立体交差 当該立体交差に係る道路及び鉄道施設の維持、修繕（当該修繕を効率的に行うための点検を含む。）その他の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

二 立体交差以外の交差 災害が発生した場合における当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの

2 道路管理者又は鉄道事業者等の一方が前項の規定による協議を求めたときは、当該協議を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 国土交通大臣は、道路管理者又は鉄道事業者等の一方が第一項の協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協議を求めた者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認められる場合を除き、当該協議を求められた者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 指定区間内の国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法を決定するものとする。ただし、国土交通大臣による当該管理の方法の決定前に国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したとき、又は同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

(略)

第四十八条の五十一中「(昭和三十六年法律第九十五号)第四条第六項(同条第十三項)を「第四条第八項及び第九項(これらの規定を同法第五条第二項又は第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))」に、「に規定する同意をした同条第一項」を「の規定制により同法第四条第一項」に、「第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))」において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、「(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。))」を削り、「同意地方踏切道改良計画等に」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に」に改める。

(略)

第九十七条の二ただし書中「及び同条第五項本文」を「、同条第五項本文及び第三十一条の二第四項本文」に改め、「決定」の下に「並

びに同条第三項の規定による命令」を加える。

(略)

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(略)

第九条第一項第十号中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号中「及び第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同条第五項中「会社は、」を「高速自動車国道と」に、「の鉄道と」を「(以下「鉄道事業者等」という。)の鉄道とが」に、「高速自動車国道の」を「場合において、会社が第三条第一項の許可を受けて当該高速自動車国道の」に改め、「ときは」の下に「、会社及び当該鉄道事業者等は」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と」を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、「第五項」の下に「又は第六項」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 会社が第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、会社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項又は高速自動車国道法第十二条第二項の規定にかかわらず、道路法第三十一条の二第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同条第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

(略)

第十七条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項第二十五号」を「第一項第二十五号」に改め、同項ただし書中「前項第九号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 地方道路公社が第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項の規定にかかわらず、同条第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立

させなければならぬ。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、地方道路公社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、地方道路公社又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第二項の規定の適用については、地方道路公社と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。

(略)

(高速自動車国道法の一部改正)

第四条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は鉄道事業者」の下に「(以下この条において「鉄道事業者等」という。)」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文又は前項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない。

(略)

第二十五条の二ただし書中「第十二条第一項本文」の下に「及び第二項本文」を加える。

(鉄道事業法の一部改正)

第五条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(道路法第十七条の改正規定、同法第二十四条の改正規定(「第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定及び同法第九十七条第一項の改正規定に限る。の規定並びに附則第七条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号の改正規定に限る。及び第八条の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日)

二 第二条（道路法の目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。））、同法第十七条の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の二第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三章第二節同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の五十一の改正規定、同法第九十七条第一項の改正規定、同法第九十七条の二ただし書の改正規定及び同法第九十九条の改正規定を除く。）、第三条（道路整備特別措置法第九条の改正規定（同条第一項第十号及び第十一号の改正規定を除く。）、同法第十七条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）及び同法第五十六条ただし書の改正規定を除く。）及び第四条（高速自動車国道法第二十五条第一項の改正規定（「又は第四十八条の十九第二項」を「第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める部分を除く。）に限る。）の規定並びに附則第十二条（道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第八条の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第五条（鉄道事業法第十九条の三の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（附則第四条において「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項の規定による指定があつた踏切道の改良については、なお従前の例による。

第三条（第十二条（略））

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務

- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 七の二 介護保険に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 九の二 医療に関する事務
- 十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十一 結核の予防に関する事務
- 十一の二 難病の患者に対する医療等に関する事務
- 十二 土地区画整理事業に関する事務
- 十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 (略)

○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号) (抄)

(駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車)

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車又は自転車は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場又は自転車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車又は自転車で、国土交通大臣が定めるものとする。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

五 十九 (略)

二十 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十一 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十二 三十四 (略)

三十五 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時

使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

三十六 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

三十七 (略)

三十八 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十九 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

四十～四十三 (略)

四十四 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項、第四十八条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定に係るものを除く。

四十五～四十七 (略)

2 (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 太陽光発電設備及び風力発電設備

三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四～七 (略)

八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。)

十一・十二 (略)

十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設

四 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定め」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとす

る。

(国道新設等負担基本額等の通知)

第二十三条 国土交通大臣は、国道の新設等を行う場合においては、当該国道の所在する都道府県に対して、国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第六項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等維持等都道府県等負担額を通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築負担基本額及び施設等改築都道府県等負担額を通知しなければならない。

6 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等修繕都道府県等負担額を通知しなければならない。

7 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

8 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

(国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項から第三項まで、第七項及び第八項の規定は、法第十条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項及び第二項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同条第一項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市の」又は「指定市以外の市の」と、同項並びに第二十三条第一項、第二項、第七項及

び第八項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市以外市の負担額」と、第二十一条第二項及び第二十三条第三項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道維持等指定市以外市の負担額」と、第二十二條及び第二十三条第三項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第七項及び第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「又は指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外市の負担額」と、同項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外市の市が」と読み替えるものとする。

2 第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第七項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外市の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第六項までの規定中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外市の市又は」と、第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外市の市等負担額」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第五項及び第七項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市以外市の市等負担額」又は「施設等改築指定市及び第七項中「施設等並びに第二十三条第六項及び第七項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外市の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外市の市等負担額」と読み替えるものとする。

3 3 6 (略)

(道道及び道の区域内の市町村道の管理に関する費用の負担)
第三十二条 道道及び道の区域内の市町村道で、国土交通大臣が開発のため特に必要と認めて指定したもの(以下「開発道路」という。)の管理

に関する費用(共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用を除く。)については、法第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、新設、改築又は災害復旧に要する費用にあつては、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表に掲げる負担割合により国がその一部を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用にあつては、国の負担とする。

| 費用の区分 | | 負担割合 |
|-------|---|--------|
| (一) | 新設又は改築に要する費用(二)及び(三)に掲げる費用を除く。 | 十分の八 |
| (二) | 防雪事業等に要する費用 | 十分の八・五 |
| (三) | 交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号に掲げる事業に要する費用 | 三分の二 |

- (四)
- 2 国土交通大臣は、前項に規定する指定を行おうとするときは、あらかじめ、道知事の意見を聴かなければならない。
 - 3 (略)

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項（法第四十八条の三第五第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）、法第四十四条の二第七項及び第五十八条から第六十二条まで並びに地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金並びに法第四十八条の三第五第一項の規定に基づく停留料金を徴収する権限を行う。

2 国土交通大臣は、開発道路の新設又は改築を行う場合においては、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

3 国土交通大臣は、開発道路の維持を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限その他の管理（第一項に掲げる権限並びに修繕及び災害復旧を除く。）を行う。

4 国土交通大臣は、開発道路の修繕又は災害復旧を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

5 第二条の規定は、第一項、第三項又は前項の規定により国土交通大臣が開発道路に関する工事又は維持を行い、完了し、又は廃止しようとする場合について準用する。

6 道路管理者は、開発道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合においては、その実施計画について、国土交通大臣に協議しなければならない。

(負担基本額等の通知)

第三十四条の二の二 国土交通大臣は、法第八十八条第二項の規定に基づき道道又は市町村道について道路管理者の権限の全部又は一部を行なう場合においては、道又は当該市町村道の存する市町村に対して、負担基本額及び道等の負担額を通知しなければならない。負担基本額又は道等の負担額を変更した場合も、同様とする。

(道道等の改築に関する費用の補助)

第三十四条の二の三 平成三十年以降十箇年間に於ける道道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。

- 一 中心都市等連絡道路（地域社会の中心となる都市（以下この号において「中心都市」という。）と、その周辺の地域の市町村（以下この号において「周辺市町村」という。）又は当該中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路をいう。）、中心都市等循環道路（中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路をいう。）、その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する道道等の改築で、次に掲げるもの以外のもの

- イ 当該改築に係る道道等に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの
- ロ 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置
- ハ 当該改築に係る道道等に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装
- ニ 交通安全施設等整備事業として行われるもの
- 二 前号に規定する道道等以外の道道等の改築で次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの
- イ 当該改築に係る道道等が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道
 - (2) (1)に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道等
- ロ 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- ハ 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
- ニ その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。
- 三 第一号に規定する道道等以外の道道等の改築で次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）
 - イ 通学路（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三十三号）第四条に規定する通学路をいう。第三項において同じ。）その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道道等における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築
 - ロ 無電柱化（無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百二十二号）第一条に規定する無電柱化をいう。）の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築
- 四 第一号に規定する道道等以外の道道等を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該道道等の構造に支障を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築（前二号に該当するものを除く。）
- 2 平成三十年度以降十箇年間に於ける道道等の改築で、前項各号に掲げるもの及び同項第一号イからニまでに掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五以内とする。
- 3 国は、道路管理者が道道等について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第二条の三に規定する事業に要する費用については、法第五十六条及び

第八十五条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その二分の一（道路管理者が通学路に該当する市町村道について実施する同号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

（道路管理者の許可を要しない車両）

第三十五条の七 法第四十八条の三十二第一項ただし書の政令で定める車両は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

（手数料及び延滞金）

第三十六条 法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

2 法第七十三条第二項の規定により国が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

3 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県若しくは指定市又は法第二十七条第二項の規定により第四条第一項第四号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村が徴収すべきものに係る手数料及び延滞金については、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県若しくは指定市又は当該権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村が法第七十三条第二項の規定に基づく条例で定めている手数料及び延滞金の例による。

（権限の委任）

第四十一条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 法第二十条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十五条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。

二 法第四十七条の三第一項の規定により限度超過車両の通行を誘導すべき道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路

- 管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。
- 三 法第四十八条の十七第一項の規定により重要物流道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。
- 四 法第四十八条の十九第一項第二号の規定により重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路を指定すること。
- 五 法第五十条第六項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第七項の規定により意見を聴くこと。
- 六 法第五十六条の規定により主要な都道府県道又は市道を指定すること。
- 七 法第九十六条第二項若しくは第三項の規定による再審査請求又は同条第四項の規定による審査請求に対して裁決をすること。
- 八 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車を定めること。
- 九 第十九条第三項第六号（第十九条の三の二において準用する場合を含む。）の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないこと（占用料の額の最低額の下限の額を定めることを含む。）ができる占用物件を定めること。
- 十 第二十三条第一項から第七項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額（指定区間外国道維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）、都道府県道等維持等都道府県等負担額（都道府県道等維持等指定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。
- 十一 第三十二条第一項の規定により開発道路を指定し、及び同条第二項の規定により意見を聴取すること。
- 十二 第三十四条第六項の規定により実施計画について協議すること。
- 十三 第三十四条の二の二の規定により負担基本額及び道等の負担額を通知すること。
- 十四 第三十四条の二の三第一項第一号の規定により道路を指定し、及び同号イの規定により費用の額の上限を定めること。
- 十五 第三十六条第一項の規定により手数料の額を定めること。
- 3 前項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものについては、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第七十五条第一項から第三項まで（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指示し、又は措置すること。
- 二 法第七十七条第一項の規定により道路に関する調査を行わせ、又は地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととし、及び同条第二項の規定による報告を徴収すること。
- 三 法第七十八条の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（都道府県道の意義及びその路線の認定）

第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路

二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路

三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路

四 二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路

六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路

2 都道府県知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）の区域内に存する場合には、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる道路については、関係都道府県知事は、協議の上それぞれ議会の議決を経て、当該都道府県の区域内に存する部分について、路線を認定しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係都道府県知事は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

6 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

7 この場合において、関係都道府県知事は、意見を提出しようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

8 都道府県知事が第一項の規定により路線を認定し、又は国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当たっては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に發揮することができるよう配慮しなければならない。

9 国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をした場合においては、関係都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する部分について、それぞれ路線を認定しなければならない。この場合においては、第四項の規定による当該都道府県の議会の議決を経ることを要しない。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うことができる。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の管理)

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらかじめ協議することができる。

3 第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）に裁定を申請することができる。

4 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

6 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、当該道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（協議会）

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（道路の構造の基準）

第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

一 通行する自動車の種類に関する事項

二 幅員

三 建築限界

四 線形

五 視距

六 勾配

七 路面

八 排水施設

九 交差又は接続

十 待避所

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項

2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

（道路と鉄道との交差）

第三十一条 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合（当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。）においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見」と、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及

び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6 前項に規定する場合において、当該国道の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除いた交差の方式は、立体交差としなければならない。

7 国土交通大臣は、第五項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申

請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(違法放置等物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置等物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を保管したときは、当該違法放置等物件の占有者等に対し当該違法放置等物件を返還するた

め、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置等物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置等物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置等物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置等物件を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 第一項から第四項までに規定する違法放置等物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等の負担とする。

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置等物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は、当該違法放置等物件を保管する道路管理者に帰属する。

(通行の禁止又は制限)

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2・3 (略)

(限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等)

第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。

5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らし、これを行わなければならない。

7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。

9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(重要物流道路の指定)

第四十八条の十七 国土交通大臣は、道路の構造、貨物を積載する車両（以下「貨物積載車両」という。）の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例)

第四十八条の十九 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの維持（道路の啓開のために行うものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、第十五条、第十六条並びに第十七条第一項から第三項まで及び第七項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 重要物流道路

二 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国道の管理に関する費用負担の特例等)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 指定区間内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

3 第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

4 第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

5 第十七条第七項又は第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道の維持に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者であ

る都道府県の負担とする。

6 第一項の場合において、国道の新設又は改築によつて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

7 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第二十条第三項の規定による国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する第二十条第二項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第二項において準用する同条第三項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(法令違反等に関する指示等)

第七十五条 国土交通大臣は、指定区間外の国道に関し、次に掲げる場合においては、当該指定区間外の国道の道路管理者に対して、その処分の取

消し、変更その他必要な処分又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすること（以下この条において「必要な処分等」という。）を指示することができる。

一 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合
二 道路管理者のした処分又は工事がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣がした処分に違反すると認められる場合

2 国土交通大臣は都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者に対して、当該各号に定める措置をすることができる。

一 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

二 道路管理者のした処分又は工事がこの法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合 必要な処分等の要求（都道府県知事がするときは、勧告）

3 国土交通大臣は、指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該道路の道路管理者に対して、当該各号に定める措置をすることができる。

一 前項第一号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

二 前項第二号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の要求

4 道路管理者は、国土交通大臣から前二項の規定による要求を受けたときは、必要な処分等を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示又は要求若しくは勧告により道路管理者が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受けた者がある場合においては、道路管理者は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（道路に関する調査）

第七十七条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造、道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況に関し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

2 地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により道路の交通量を調査するため特に必要があると認められる場合においては、当該調査を行うおととする者は、道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の長さ、幅、高さ、総重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、当該調査を行うおととする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 前各項に規定するものを除くほか、第三項後段の規定による証票の様式その他道路の調査に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(道路の行政又は技術に対する勧告等)

第七十八条 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は市町村に対し、道路を保全し、その他道路の整備を促進するため、道路の行政又は技術に関して必要な勧告、助言又は援助をすることができ。

(道路の附属物の新設又は改築)

第八十五条 国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。

2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。

3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

(道等の特例)

第八十八条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

2・3 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二(第二項を除く。)、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならぬ。

4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(不用物件の返還又は譲与)

第九十四条 第九十二条第四項及び前条の規定に該当する場合を除き、不用物件がその管理者以外の者の所有に属する場合においては、当該不用物件の管理者は、第九十二条第一項の期間満了後、直ちにこれを所有者に返還しなければならない。

2 前項の場合において当該不用物件が国有財産であるときは、国土交通大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該不用物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲与することができる。

3 第一項の場合において、不用物件の管理者が当該不用物件の所有者を確知することができないときは、当該不用物件を供託することができる。ただし、当該管理者に過失があるときは、この限りでない。

4 民法第四百九十五条第二項並びに非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十四条及び第九十八条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

5 第二項の規定により、譲与を受けることができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣が、その他のときは都道府県知事が譲与の割合を決定するものとする。

6 第二項の場合において、土地収用法第百六条又は民法第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた地方公共団体とする。

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。)に区画線(道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。)を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 (略)

(不服申立て)

第九十六条 第四十六条第二項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)については、審査請求をすることができない。

2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、当該都道府県の知事

又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分には不服がある者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

4 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が道路管理者に代わつてした処分には不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、審査請求をすることができる。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときも、同様とする。

（権限の委任）

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定については、この限りでない。

○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）

（舗装）

第二十三条（略）

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3（略）

（小区間改築の場合の特例）

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第九条の二第三項、第九条の三、第十条第

三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二條まで、第二十三條第三項並びに第二十五條の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 (略)

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）（抄）

（法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業）

第二条の三 法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、道路標識、柵、街灯、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第七号に掲げるもの又は道路法施行令第三十四条の三第三号に掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とする。

（法第六条第三項の政令で定める通学路）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴って行われるものを除く。

一 (略)

二 道路管理者が行う次に掲げる事業

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

第三条 国家公安委員会及び国土交通大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して内閣府令・国土交通省令で定める基準に従い、特に交通安全を確保する必要があると認められる道路を、交通安全施設等整備事業でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの(以下「特定交通安全施設等整備事業」という。)を実施すべき道路として指定するものとする。

2・3 (略)

○無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十二号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱(鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。))又は電線(電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

○道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)(抄)

(道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用)

第一条 道路整備特別措置法(以下「法」という。))第八條第二項及び第三項ただし書並びに第十七條第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占用とする。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二條第一項第二号に掲げる物件で国土交通省令で定めるもの

二 道路法第三十二條第一項第五号に掲げる施設

三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第七條第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの並びに同条第九号、第十号及び第十三号に掲げる施設

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十五條 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。))の管理についての法第五十四條第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。))の管理について適用する場合において同法第三十二條第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------------|---|--|
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句 |
| 第二条第二項第二号 | 第十八条第一項に規定する道路管理者 | 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。） 地方道路公社 |
| 第二条第二項第五号、第七号及び第八号 | 第十八条第一項に規定する道路管理者 | 会社 地方道路公社 |
| 第十八条第一項 | 第十二条、第十三条第一項若しくは第三条、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。） | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 地方道路公社 |
| | 決定して | 決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三条、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三条、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国 |

| | | | | | | | |
|--|--|---------------|---|------------------|--|--|---|
| | <p>第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条</p> | | <p>第十九条の二第一項</p> | <p>第十九条の二第二項</p> | <p>当該道路の道路管理者</p> | <p>は国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p> <p>会社</p> <p>道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。</p> | <p>道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p> <p>地方道路公社</p> <p>道路管理者（当該他の道路が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、他の地方道路公社が管理する同法の地方道路公社であるときは当該他の地方道路公社。</p> |
| | <p>第十九条の二第一項</p> | <p>道路管理者（</p> | <p>そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事</p> | <p>第十九条の二第三項</p> | <p>国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者</p> | <p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p> | <p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p> |

| | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|
| <p>第十九条の二第五項</p> | <p>第二十条第一項</p> | <p>第二十条第三項</p> | <p>第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項</p> |
| <p>共用管理施設関係道路管理者は</p> | <p>当該道路の道路管理者</p> | <p>国土交通大臣以外の道路管理者</p> | <p>当該道路の道路管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）</p> |
| <p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p> | <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社</p> | <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社</p> | <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社（他の工作物の管理者が当該会社であるときは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下この条において同じ。）</p> |
| <p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は</p> | <p>地方道路公社</p> | <p>地方道路公社</p> | <p>国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣</p> |
| <p>第七條第六項前段</p> | <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社</p> | <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社</p> | <p>国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣</p> |
| <p>第七條第六項前段</p> | <p>地方道路公社</p> | <p>地方道路公社</p> | <p>国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣</p> |

| | | | | |
|----------------------------|---------------------------|---------------|--|---|
| 第二十条第六項 | | | | 第二十条第四項 |
| 道路管理者と | 道路管理者 | 若しくは都道府県知事が裁定 | 第二項の規定による国土交通大臣と当該の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項 | 主務大臣又は都道府県知事 当該道路の道路管理者又は 、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える |
| 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社 | が裁定 | 第三項 | 主務大臣 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社又は 読み替える |
| 地方道路公社と | 地方道路公社 | が裁定 | 第三項 | 主務大臣 地方道路公社又は 読み替える |

| | | | |
|--|---|-----------------------------------|-----------------|
| 第二十一条 | 協議 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議 | 地方道路公社が協議 |
| 第二十一条、第二十二條第一項 | 道路管理者 | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 | 地方道路公社 |
| 第二十二條の二 | 道路管理者は | 会社は | 地方道路公社は |
| 第二十二條の二、第二十四條 | 道路管理者以外 | 道路管理者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外 | 道路管理者及び地方道路公社以外 |
| 第二十三條第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項 | 道路管理者 | 会社 | 地方道路公社 |
| 第二十四條 | 道路管理者の | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の | 地方道路公社の |
| 第三十一條第二項 | 国土交通大臣以外の道路管理者 | 会社 | 地方道路公社 |
| 第三十一條第三項 | 当該道路の道路管理者、 、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県 | 会社、 読み替える | 地方道路公社 読み替える |

| | | |
|--|-----------------|---|
| <p>第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項から第七項まで、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の五十、第六十六条第一項</p> | <p>第三十二条第一項</p> | |
| | <p>道路管理者</p> | <p>の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。」と読み替える</p> |
| | <p>機構</p> | <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）</p> |
| | <p>地方道路公社</p> | <p>地方道路公社</p> |

| | | | |
|--|-------------------------------|---------------------|-----------------------|
| <p>、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項</p> | | | <p>地方道路公社</p> |
| <p>第三十九条の二第六項</p> | <p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p> | <p>機構</p> | <p>地方道路公社</p> |
| <p>第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十七条の八第二項</p> | <p>道路管理者は、</p> | <p>道路管理者は、機構が</p> | <p>道路管理者は、地方道路公社が</p> |
| <p>第三十九条の四第四項</p> | <p>道路管理者は</p> | <p>機構は</p> | <p>地方道路公社は</p> |
| <p>第四十一条</p> | <p>当該道路管理者</p> | <p>機構</p> | <p>当該地方道路公社</p> |
| <p>第四十四条の二第一項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二</p> | <p>道路管理者</p> | <p>道路管理者、機構及び会社</p> | <p>道路管理者及び地方道路公社</p> |
| <p>第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項</p> | <p>道路管理者</p> | <p>機構又は会社</p> | <p>地方道路公社</p> |
| <p>第四十五条の二第二項</p> | <p>道路管理者は、</p> | <p>機構は、会社が</p> | <p>地方道路公社は、</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第四十七条の二第二項 | 道路管理者 | 道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者 | 道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者 |
| 第四十七条の二第三項 | 道路管理者が | 前項 | 前項 |
| 第四十八条の五第一項 | 当該自動車専用道路の道路管理者の | 機構の | 地方道路公社の |
| 第四十八条の五第二項 | 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号 | 機構は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号 | 地方道路公社は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号 |
| 同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り | 連結許可 | 連結許可 | |

| | | | | | |
|-----------------------|------------|--|--|---------|--------------------------------|
| | 第六十七条の二第一項 | | | 第九十三条 | 第九十五条の二第二項 |
| 可 、同項の協議に応じ、又は連結許可 | 道路管理者 | 基づく処分 | 道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。） | 当該道路管理者 | 第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路 |
| | 機構若しくは会社 | 基づく処分では道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第三十七号、第三十九号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの | 会社 | 機構の | 第四十五条第一項 |
| | 地方道路公社 | 基づく処分では道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第三十七号、第三十九号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの | 地方道路公社 | 地方道路公社の | 第四十五条第一項 |

2

法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字とする。

| | | | |
|-----------------------------------|------------------------------|----------------|----------|
| | の指定をし、第四十五条第一項の指定をし、第四十五条第一項 | の指定をし、第四十五条第一項 | |
| | 設け、 | 設け、又は | 設け、又は |
| 制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする | 制限しようとする | 制限しようとする | 制限しようとする |

| | | |
|--|-------------------|--|
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二条第二項第二号 | 第十八条第一項に規定する道路管理者 | 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。） |
| 第二条第二項第五号及び第七号から第九号まで | 第十八条第一項に規定する道路管理者 | 有料道路管理者 |
| 第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号、第三項及び第四項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から | 道路管理者 | 有料道路管理者 |

第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八条の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八条の二十四第一項及び第三項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十五第一項、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の五十五まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで

| | | | | |
|--|--|-------------------------|--|---|
| <p>第二十条第五項</p> | <p>第二十条第四項</p> | <p>第二十条第三項、第三十一条第二項</p> | <p>第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条</p> | <p>、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第九十三条第二号、第五号及び第六号、第一百四十一条第一号、第三号及び第四号、第一百五十五条、第一百六条第一号</p> |
| <p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工 作物に関する主務大臣との協議が成立した場合 又は第三項</p> | <p>指定区間外の国道にあつては道路管理者である 都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつ ては道路管理者</p> | <p>国土交通大臣以外の道路管理者</p> | <p>当該道路の道路管理者</p> | |
| <p>第三項</p> | <p>有料道路管理者</p> | <p>有料道路管理者</p> | <p>有料道路管理者</p> | |

| | | | | | |
|----------|---|---|--|------------------|----------------------------|
| 第二十条第六項 | 第二十四条の二第一項 | 第三十一条第三項 | 第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第四十八条の三十五第一項、第六十一条第二項、第七十三条第二項 | 第三十九条第二項 | 第三十九条の七第四項 |
| 道路管理者と | 道路管理者（指定区間内の国道にあつては、 国。第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令） | 指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者 | 条例（指定区間内の国道にあつては、政令） | 但し、条例で定める場合においては | 同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令） |
| 有料道路管理者と | 有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例 | 当該有料道路管理者 | 条例 | この場合において | 同項の条例 |

| | | |
|----------------------------------|---|----------------------------|
| 第四十八條の五第一項 | 当該条例又は当該政令 | 当該条例 |
| 第四十八條の五第二項 | 当該自動車専用道路の道路管理者 | 有料道路管理者 |
| 第四十八條の十七第二項 | 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八條の七から第四十八條の十までにおいて単に「道路管理者」という。） 道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。） | 有料道路管理者 |
| 第四十八條の四十二第一項 | 道路管理者（以下「特定道路管理者」という。） | 有料道路管理者（以下「特定有料道路管理者」という。） |
| 第四十八條の四十二第二項、第四十八條の四十四、第四十八條の四十五 | 特定道路管理者 | 特定有料道路管理者 |
| 第五十四條の二第一項、第五十五條第一項 | 第四十九條から第五十一條までの規定により国又は | 第四十九條の規定により有料道路管理者である |
| 第五十五條第一項及び第四項 | 国土交通大臣又は当該道路の道路管理者 | 有料道路管理者 |
| 第五十五條第二項 | 第二十條第二項及び第三項 | 第二十條第三項 |
| 第五十五條第三項 | 道路管理者である | 有料道路管理者である |
| 第六十四條第一項 | 第二十五條の規定に基づく料金 道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区 | 第三十九條の規定に基づく占用料 有料道路管理者 |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| | <p>間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p> | |
| <p>第七十一条第 四項</p> | <p>基づく処分</p> | <p>基づく処分は道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第三十七号第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p> |
| <p>第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項</p> | <p>道路管理者の 都道府県道又は市町村道に</p> | <p>有料道路管理者の 道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に</p> |
| <p>第八十五条第二項</p> | <p>都道府県道又は市町村道の道路管理者 道路の附属物の新設又は改築に</p> | <p>道路の有料道路管理者 道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の附属物の新設又は改築に</p> |
| <p>第九十一条第一項</p> | <p>道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者</p> | <p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は</p> |
| <p>有料道路管理者</p> | | |

| | | |
|----------|--|--|
| | <p>は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）</p> | |
| 第九十三条 | 当該道路管理者 | 当該有料道路管理者 |
| 第九十六条第二項 | <p>都道府県又は市町村である道路管理者</p> <p>当該都道府県の知事又は当該市町村の長</p> | <p>有料道路管理者</p> <p>当該有料道路管理者である 都道府県又は市町村の長</p> |
| 道路管理者がした | 有料道路管理者がした | |

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（機構による道路管理者の権限の代行）
第八条（略）

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号から第十六号まで、第二十九号、第三十六号又は第三十九号に掲げるもの（同項第十四号、第十五号又は第三十六号に掲げる権限にあつては道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るもの）に限り、同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針（当該道路の占用に關するものに限る。）を定めることに限り、前項第二十九号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十九号、第三十三号若しくは第三十六号に掲げるもの（同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十九号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）であるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が第一項第三十九号に掲げる

もの又は都道府県道若しくは指定市の市道に係る同項第十四号から第十六号まで、第二十九号、第三十三号若しくは第三十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号から第十六号まで又は第三十六号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 5 10 (略)

第九条 (略)

2 5 8 (略)

9 会社は、第一項第十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、若しくは同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七條の二第一項の規定により車両を移動し、若しくは移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

11 第一項の規定により会社が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二條第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 (略)

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十二号、第二十五号、第二十九号、第三十二号又は第三十五号に掲げるもの(同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定めることに限り、前項第二十五号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。)であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、前項第九号、第十号、第十二号又は第三十二号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 (略)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 (略)

2 道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法及び工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金の徴収期間

3・4 (略)

(会社等の行う道路に関する工事の公告)

第二十二條 会社等は、第三條第一項の許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は第十条第一項の許可若しくは第十二條第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

2 会社等は、前項に規定する工事の全部若しくは一部を完了し、又は工事を廃止しようとするとき(第四十九條第一項又は第五十條第一項の規定による協議に基づき、会社が高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときを含む。)は、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

第二十五條 会社等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

2 有料道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を有料道路管理者である都道府県又は市町村の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

(道路法及び高速自動車国道法の適用等)

第五十四條 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法(第五十條から第五十三條までを除く。)及び高速自動車国道法(第二十條を除く。)並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七條の三第二項中「道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)」とあるのは「道路(高速

自動車国道又は指定区間内の国道に限る。)が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路(以下「会社管理高速道路」という。)である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路(以下「公社管理道路」という。)である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者(道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。)」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 機構は、前項の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の三第二項の規定により協議をしようとする場合においては、あらかじめ、会社の意見を聴き、かつ、その協議を行ったときは、遅滞なく、その旨を会社社に通知しなければならない。

3 道路法第十条、第二十四条の二、第四十八条の三十五、第七十四条及び第八十五条の規定は、会社管理高速道路又は公社管理道路については、適用しない。

4 この法律の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う機構等は、道路法第八章(第九九条を除く。)の規定の適用については道路管理者とみなし、高速自動車国道法第四章(第三十三条を除く。)の規定の適用については国土交通大臣とみなす。

○高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)(抄)

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|--------------|----------------------------------|
| 読み替える道路法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第十九条の二第一項 | 当該他の道路の道路管理者 | 国土交通大臣 |
| 第二十一条 | 前条及び第三十一条 | 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第八条及び第十二条 |

第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の四十八まで、第四十八條の五十、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九

道路管理者

国土交通大臣

| | | | |
|--|---|-------------------|--|
| <p>十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第一百三條第二號、第五號及び第六號、第一百四條第一號、第三號及び第四號、第一百五條、第一百六條第一號</p> | <p>第二十四條</p> | <p>第二十四條の二第二項</p> | <p>第二十四條の二第三項、第三十九條第一項、第四十四條第五項及び第七項、第四十四條の二第八項、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一条第一項、第六十九條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第九十一條第三項</p> |
| <p>第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項、第六項若しくは第七項、第十九條から第二十二條の二まで又は第四十八條の十九第一項</p> | <p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八條の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條第一項、第四十四條第五項及び第七項、第四十四條の二第八項、第四十八條の七第一項、第四十八條の三十五第一項、第四十九條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十四條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第八十五條第三項並びに第九十一條第三項において同じ。）</p> | <p>道路管理者</p> | <p>道路</p> |
| <p>第二十一條から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條</p> | <p>国</p> | <p>国</p> | <p>高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路</p> |

| | | |
|---|--|---------------------------------|
| | 二以上の 道路管理者が | 国土交通大臣及び |
| 第三十八条第二項、第七十条第一項 | 道路管理者が | 国土交通大臣が |
| 第三十八条第二項、第三十九条の四第四項、第九十三条 | 当該道路管理者 | 国土交通大臣 |
| 第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の三十八第三項 | 道路管理者は | 国土交通大臣は |
| 第三十九条の二第一項、第六十四条第一項 | 道路管理者の | 国の |
| 第三十九条の二第六項 | 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。） | 国土交通大臣 |
| 第三十九条の七第四項 | 同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令） | 同項の政令 |
| | 当該条例又は当該政令 | 当該政令 |
| 第四十七条の二第二項 | 道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。） | 高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき |
| | 一の道路の道路管理者が行う | 国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う |
| | 当該一の道路の道路管理者 | 国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者 |

| | | | |
|----------|----------------------------------|---|------------------------------------|
| | 第四十七条の二第三項 | 他の道路の道路管理者 | 他の道路の道路管理者又は国土交通大臣 |
| | 第四十七条の七第一項、第九十一条第一項 | 一の道路の道路管理者 道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国） | 国土交通大臣 国 |
| | 第四十七条の八第二項、第四十八条の三十八第三項 | 第十八条第一項 道路管理者の | 高速自動車国道法第七条第一項 関係地方整備局又は北海道開発局の |
| | 第四十八条の三十五第一項 | 道路管理者は | 国は |
| | 第四十八条の四十二第一項 | 道路管理者（以下「特定道路管理者」という。） | 国土交通大臣 |
| | 第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五 | 特定道路管理者 | 国土交通大臣 |
| | 第四十八条の四十九 | 国土交通大臣又は道路管理者 | 国土交通大臣 |
| | 第六十条 | この法律 | この法律及び高速自動車国道法 |
| 第六十四条第一項 | 割増金、第二十五条の規定に基づく料金 | 道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市 | 割増金 国 |

| | | |
|----------|--|-------------------|
| 第六十四条第二項 | 同項の道路管理者 | 国 |
| 第七十条第一項 | 道路管理者は | 国は |
| 第七十一条第五項 | 道路管理者又は 、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六 | 国又は 又は第四十八条第四項 |
| 第八十七条第一項 | 国土交通大臣及び道路管理者 | 国土交通大臣 |
| 第九十一条第一項 | 道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。） | 国土交通大臣 |
| 第九十三条 | 道路管理者の 当該道路の道路管理者 | 国土交通大臣の |
| 第九十六条第五項 | 第三十二条第一項若しくは 又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定 | 第三十二条第一項又は の規定 |
| 第二百五条 | 、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六 | 若しくは第四十八条第四項 |

○高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）

（道路法の適用）

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十八条の三五第一項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十条中「第十三条第二項、第二十七条又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）

（一般国道の改築等に関する国の負担等の割合の特例）

第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うものうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。

- 一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの
 - 二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置
 - 三 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所の改築
 - 四 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装
 - 五 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項（第一号を除く。）に規定する交通安全施設等整備事業として行われるもの
- 2 一般国道の改築（国土交通大臣が行うものを除く。以下同じ。）で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものうち、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に係るもの以外のものに要する費用について

て法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五以上十分の七以下の範囲内で当該一般国道の改築を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合とする。

一 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

三 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

3 一般国道の改築（その財政力が国土交通省令で定める基準に満たない地方公共団体が行うものに限る。）で次の各号のいずれかに該当するものうち、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の改築

二 中心都市等連絡道路（地域社会の中心となる都市（以下この号及び次条第二項第一号において「中心都市」という。）と、その周辺の地域の市町村（以下この号及び同項第一号において「周辺市町村」という。）又は当該中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路をいう。同号において同じ。））、中心都市等循環道路（中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路をいう。同号において同じ。））その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する一般国道の改築

三 前二号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で次のいずれかに該当するもの

イ 通学路（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）第四条に規定する通学路をいう。次条第二項第三号イにおいて同じ。）その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する一般国道における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

ロ 無電柱化（無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百二十二号）第一条に規定する無電柱化をいう。次条第二項第三号ロにおいて同じ。）の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

四 第一号及び第二号に規定する一般国道以外の一般国道を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該一般国道の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築（前号に該当するものを除く。）

4 一般国道の改築で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われるものうち、第一項各号に掲げるもの、第二項に規定するもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、前項の規定にかかわらず、三分の二とする。

5 一般国道の修繕（国土交通大臣が行うものを除く。）で次の各号のいずれかに該当するものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

- 一 第一項又は第三項第二号の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の修繕
- 二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の修繕で第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの
- 三 第一号に規定する一般国道以外の一般国道を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該一般国道の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの修繕（前号に該当するものを除く。）

（都府県道等の改築に関する国の補助の割合の特例）

第二条 次に掲げる都府県道等（都府県道又は市町村道（道の区域内のものを除く。）をいう。以下同じ。）の改築で前条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものうち、土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道又は市道
 - 二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都府県道等
- 2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、都府県道にあつては十分の五・五以内、市町村道にあつては十分の七以内とする。
- 一 中心都市等連絡道路、中心都市等循環道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する都府県道等の改築
 - 二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道等の改築
 - 三 前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等の改築で次のいずれかに該当するもの
 - イ 通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する都府県道等における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築
 - ロ 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築
 - 四 第一号及び第二号に規定する都府県道等以外の都府県道等を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該都府県道等の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築（前号に該当するものを除く。）
- 3 都府県道の改築で離島振興法第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われるもの（前項第三号又は第四号に該当するものに限る。）のうち、第一項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、前項の規定にかかわらず、十分の六以内とする。
- 4 前二項の「少額改築」とは、当該改築に係る都府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。

5 第二項及び第三項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十二年法律第三十四号）（抄）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第二条 平成三十年度以降十箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築又は修繕に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

2 〽 8 （略）

○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）

（離島振興計画）

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 〽 12 （略）

○半島振興法（昭和六十年法律第六十二号）（抄）

（半島循環道路等の整備）

第十条 国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他の政令で定める交通施設とを連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のために特に重要と認められるものとして国土交通大臣が指定するものの整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮するものとする。

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三三号）（抄）

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）
 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|--|--|
| 読み替える新特別措置法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| <p>第四条</p> | <p>会社</p> <p>高速自動車国道法第六条の規定、道路法第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五條第一項</p> | <p>読み替える字句</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号。以下「施行法」という。）第二十條第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）</p> <p>道路法第二十五條第一項</p> <p>管理有料高速道路承継会社</p> |
| <p>第五条から第七條まで、第九條第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第四十二條第四項、第四十四條第一項及び第二項、第四十五條第三項及び第六項、第五十一條第四項</p> <p>第五条第一項</p> | <p>会社</p> <p>、 機構</p> | <p>、 道路管理者</p> |
| <p>第五条第一項第一号</p> | <p>第八条第一項第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五</p> | <p>道路管理者（道路法第七十</p> <p>一条第四項の規定により道</p> |

| | | |
|------------------------------------|--|-------------------|
| | <p>第十四条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構</p> | <p>路管理者</p> |
| <p>第五条第一項第三号</p> | <p>第八条第一項第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構</p> | <p>道路管理者</p> |
| <p>第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）</p> | <p>第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条</p> | <p>第四条</p> |
| <p>第九条第一項第五号</p> | <p>新設、改築、維持</p> | <p>維持</p> |
| <p>第九条第一項第九号</p> | <p>第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>第三十八条第一項</p> |
| <p>第九条第一項第十号及び第九項</p> | <p>第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>第四十四条の二第一項</p> |
| | <p>同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>同条第四項</p> |
| | <p>同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>同条第五項</p> |
| <p>第九条第一項第十号</p> | <p>同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>同条第二項</p> |
| | <p>同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>同条第三項</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>第九条第一項第十一号</p> | <p>前条第一項第二十五号の規定により機構</p> | <p>道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者</p> |
| <p>第九条第十一項</p> | <p>道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項</p> | <p>これら</p> |
| <p>第二十四条第一項</p> | <p>第二十二條第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五條第一項</p> | <p>第二十五條第一項</p> |
| <p>第二十四条第三項及び第四項</p> | <p>高速自動車国道又は自動車専用道路</p> | <p>自動車専用道路</p> |
| <p>第二十四条第三項</p> | <p>会社等又は有料道路管理者</p> | <p>管理有料高速道路承継会社</p> |
| <p>第二十四条第四項</p> | <p>この法律の規定により料金を徴収することができる道路</p> | <p>施行法第十三条第四項第二号に規定する管理有料高速道路（以下単に「管理有料高速道路」という。）</p> |
| <p>第二十五条第一項、第二十六条、第三十七条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第四十七条、第四十八条第二項</p> | <p>、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示する 会社等</p> | <p>公告する 管理有料高速道路承継会社</p> |
| <p>第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十条第一項、第四十六条第一項</p> | <p>会社管理高速道路</p> | <p>管理有料高速道路</p> |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---------------------------------|---|--|
| | | | | 第三十条第一項(第一号及び第二号に係る部分を除く。)及び第二項 | 機構及び会社 | 管理有料高速道路承継会社 |
| | | | | 第三十条第一項第四号及び第十四号 | 第三十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) | 第三十七条第一項 |
| | | | | 第三十条第一項第五号 | 第四十四条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) | 第四十四条第一項 |
| | | | | 第三十条第一項第六号 | 第四十七条の十一第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) | 第四十七条の十一第一項 |
| | | | | 第三十条第一項第七号 | 第四十八条の二第一項又は第二項 | 第四十八条の二第二項 |
| | | | | 第三十条第一項第十四号 | 第二項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) | 第二項 |
| | | | | 第三十二条第一項 | 会社又は機構は、会社管理高速道路 | 管理有料高速道路承継会社は、管理有料高速道路 |
| | | | | 第三十五条 | 会社にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者又は機構に対して、機構にあつては当該会社管理高速道路 第八条第一項第二十四号、第九条第一項第十号又は第十七条第一項第二十号 は第十七条第一項第二十号 機構等又は会社が | 当該管理有料高速道路 第九条第一項第十号 管理有料高速道路承継会社が |

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| | 「機構等又は会社 | 「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十條第一項に規定する管理有料高速道路承継会社 |
| 第三十七條第一項、第五十四條第三項、第五十五條 | 会社管理高速道路又は公社管理道路 | 管理有料高速道路 |
| 第三十七條第一項 | この法律及び機構法又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号） | この法律 |
| 第三十八條第一項、第三十九條第一項 | 道路の管理 | 管理有料高速道路の管理 |
| 第三十八條第一項 | 共用管理施設又は高速自動車国道法第七條の二第二項に規定する共用高速自動車国道管理施設 | 共用管理施設 |
| | 道路法第十九條の二第一項又は高速自動車国道法第七條の二第一項 | 道路法第十九條の二第一項 |
| 第三十九條第一項 | 第三十七條 | 第三十七條第一項 |
| 第三十九條第一項、第三項及び第四項、第四十八條第一項、第五十一條第八項 | 会社等又は機構 | 管理有料高速道路承継会社 |
| 第三十九條第一項 | それぞれ当該会社等（会社管理高速道路に係る他の工作物の管理者が当該会社であるときは、機構。以下この条において同じ。）又は機構 | 当該管理有料高速道路承継会社（管理有料高速道路に係る他の工作物の管理者が当該管理有料高速道路承継会社であるときは、道路管理者。以下この条において同じ。） |
| 第三十九條第二項 | 会社等若しくは機構 | 管理有料高速道路承継会社 |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|------------|---|---|---|--|--|--|
| <p>第四十二条第一項</p> | <p>第四十条第一項</p> | <p>並びに</p> | <p>第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項</p> | <p>行う会社</p> | <p>第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項</p> | <p>第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律</p> | <p>「会社</p> | <p>当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた</p> |
| <p>第四十四条第三項</p> | <p>当該日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社以外の</p> | <p>及び</p> | <p>第三条第一項</p> | <p>行う日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社</p> | <p>第六十一条第二項</p> | <p>この法律</p> | <p>「日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社</p> | <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条</p> |

| | | |
|----------------|---|--|
| | | 第一項に規定する管理有料高速道路承継会社 |
| 第四十五条第六項 | 金額（前項の手数料に相当する金額を除く。） | 金額 |
| 第四十六条第一項 | <p>機構又は当該会社に対して、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。）を除く。）に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。）に關し当該地方道路公社</p> | 当該管理有料高速道路承継会社 |
| 第四十六条第一項第一号 | <p>機構等又は会社 道路法、高速自動車国道法 国土交通大臣若しくは都道府県知事</p> | <p>管理有料高速道路承継会社 道路法 国土交通大臣</p> |
| 第四十七条、第四十八条第二項 | 会社管理高速道路又は指定都市高速道路 | 管理有料高速道路 |
| 第四十八条第一項 | <p>会社管理高速道路又は公社管理道路の管理に關し、都道府県知事は地方道路公社に対して公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。）</p> | 管理有料高速道路 |
| 第五十一条第五項 | 会社が新設し、又は改築する高速道路 | 管理有料高速道路 |
| 第五十四条第一項 | 当該会社 | <p>当該管理有料高速道路承継会社 管理有料高速道路の</p> |

| | | | |
|----|---|--|----|
| 前段 | 第五十五条 | 高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律 | 同法 |
| | 道路整備特別措置法第二条第六項に規定する会社等（次項において「会社等」という。）若しくはこれらの 又は会社等 | 日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社若しくはその 又は日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社 | |

2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|-------------------|--|
| 読み替える道路法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二条第二項第五号、第七号及び第八号 | 第十八条第一項に規定する道路管理者 | 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号。以下「施行法」という。）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。） |
| 第二条第二項第六号 | 第十八条第一項に規定する道路管理者 | 管理有料高速道路承継会社 |
| 第十九条の二第一項、第二十条第三項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条 | 当該道路の道路管理者 | 管理有料高速道路承継会社 |
| 第十九条の二第一項 | 道路管理者（ | 道路管理者（当該他の道路が他の管理有料高 |

| | | |
|------------------|---|---|
| | | <p>速道路承継会社が管理する管理有料高速道路であるときは、当該他の管理有料高速道路承継会社。</p> |
| <p>第十九条の二第二項</p> | <p>そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事</p> | <p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p> |
| <p>第十九条の二第三項</p> | <p>国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者</p> | <p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p> |
| <p>第十九条の二第五項</p> | <p>共用管理施設関係道路管理者は</p> | <p>当該道路の道路管理者及び当該他の道路管理者は</p> |
| <p>第二十条第一項</p> | <p>当該道路の道路管理者</p> | <p>管理有料高速道路承継会社（他の工作物の管理者が当該管理有料高速道路承継会社であるときは、当該道路の道路管理者。以下この条において同じ。）</p> |
| <p>第二十条第三項</p> | <p>国土交通大臣以外の道路管理者</p> <p>そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の</p> | <p>管理有料高速道路承継会社</p> <p>国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）</p> | |
| <p>第二十條第四項及び第五項、第三十一條第三項</p> | <p>第七條第六項</p> | <p>第七條第六項前段</p> |
| <p>第二十條第四項</p> | <p>主務大臣又は都道府県知事 当該道路の道路管理者又は</p> <p>、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p> | <p>主務大臣 管理有料高速道路承継会社又は 読み替える</p> |
| <p>第二十條第五項</p> | <p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項 若しくは都道府県知事が裁定</p> | <p>第三項 が裁定</p> |
| <p>第二十條第五項、第二十三條第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項</p> | <p>道路管理者</p> | <p>管理有料高速道路承継会社</p> |

| | | |
|--|--|------------------------|
| 第二十条第六項 | 道路管理者と | 管理有料高速道路承継会社と |
| 第二十一条 | 協議 | 管理有料高速道路承継会社が協議 |
| 第二十二條の二 | 道路管理者は | 管理有料高速道路承継会社は |
| 第二十二條の二、第二十四条 | 道路管理者以外 | 道路管理者及び管理有料高速道路承継会社以外 |
| 第三十一条第二項 | 国土交通大臣以外の道路管理者 | 管理有料高速道路承継会社 |
| 第三十一条第三項 | 当該道路の道路管理者、 、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える | 管理有料高速道路承継会社、 読み替える |
| 第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項 | 道路管理者 | 道路管理者及び管理有料高速道路承継会社 |
| 第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二 | 道路管理者 | 道路管理者又は管理有料高速道路承継会社 |

| | | |
|------------|---------|-----------------------|
| 第六十七条の二第一項 | 道路管理者 | 道路管理者若しくは管理有料高速道路承継会社 |
| 第九十三条 | 当該道路管理者 | 当該管理有料高速道路承継会社 |

3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|--|---|
| 読み替える道路法施行令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第十九条の六第一項第一号 | 道路管理者 | 管理有料高速道路承継会社（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）第二十條第一項に規定する管理有料高速道路承継会社をいう。以下同じ。） |
| 第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四 | 道路管理者 | 管理有料高速道路承継会社 |
| 第三十四条の三第二号 | 道路管理者又は法第十七条第四項の規定による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増新改築等を行う指定市以外の市町村 | 管理有料高速道路承継会社 |

○日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）（抄）

（管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置）

第二十六条 管理有料高速道路については、旧特別措置法第五条、第六条（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）並

びに第十一条第二項及び第三項（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第五条第一項中「日本道路公団」とあるのは「日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）」と、同条第二項及び第四項並びに旧特別措置法第六条第一項中「日本道路公団」とあるのは「管理有料高速道路承継会社」と、旧特別措置法第五条第二項第三号中「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積」とあるのは「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積り（日本道路公団等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、収支予算の明細）」と、同項第四号中「料金」とあるのは「料金（日本道路公団等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、料金の額及びその徴収期間）」と、旧特別措置法第十一条第三項中「前二項に」とあるのは「前項に」と、「前二項の料金の額」とあるのは「料金の額及びその徴収期間」とする。

2 管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第三十二条第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四項、第四十四条、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条、第五十一条第四項、第五項及び第八項、第五十四条第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第三項、第五十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九条第九項及び第十項、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一条第四項中「機構」とあるのは「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 管理有料高速道路承継会社は、その成立の日から二月以内に、収支予算の明細その他国土交通省令で定める書類を添付して、管理有料高速道路に係る料金の徴収期間について、国土交通大臣にその認可の申請をしなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、この法律の施行前に管理有料高速道路について旧特別措置法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法（これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為と、当該規定がないもので道路法（昭和二十七年法律第八十号。これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（道路交通管理課の所掌事務）

第百八条 道路交通管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路の整備等に関する事務のうち、道路の交通の管理に係るものに関する事。
- 二 道路の整備等に関する情報化の企画及び立案に関する事。
- 三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による道路の指定に関する事。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第一条の二（第十六条）（略）

(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)

第十七条 道路局道路交通管理課は、第八十八条各号に掲げる事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること。

二 踏切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画に関すること（保安設備の整備に関するものを除く。）。

○国家行政組織法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

(内部部局)

第七条 (略)

2（4） (略)

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6（8） (略)